

2022年10月3日  
(2022年1月11日文書を一部改訂)

AS 審査員各位  
新規 AS 審査員資格申請者各位

一般財団法人日本要員認証協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター  
(J R C A)

IAQG OPMT ICOP Resolutions Log158 発行に伴う、  
ICT 審査実施の申告及びエビデンス提出について

IAQG OPMT ICOP Resolutions Log158 (2021年11月9日付) 発行に伴い、ICT 審査を実施した場合には、ICT 審査の有無及びその割合について申告が必要となります。

つきましては、**新規または更新の申請を行われる際には**、下記の通り ICT 審査実施の有無および現地審査に占める ICT 審査の割合ならびに審査の割合がわかるエビデンスの提出をお願いします。

尚、IAQG OPMT ICOP Resolutions Log158 (2021年11月9日付) は、2022年7月29日付けで IAQG COT ICOP Resolutions Log162 として、置き換え(Replace)されましたが、AS 産業経験審査員/AS 審査員資格申請に関し、内容変更はありません。

記

1. 新規に申請する方

**AS 産業経験審査員/AS 審査員 新規申請用 申請者本人による規格箇条毎審査経験一覧様式 (AA300様式9A)** に従い、ICT 審査の有無および審査経験\*に占める ICT 審査の割合を記載願います。また、ICT 審査が実施された場合には、審査経験に占める ICT 審査の割合が30%以下であることを裏付ける審査経験エビデンスの提出を合わせてお願いします。

2. 更新申請する方

**有効な審査経験の記録 (AA300様式2)** に従い、ICT 審査の有無および審査経験に占める ICT 審査の割合を記載願います。また、ICT 審査が実施された場合には、審査経験に占める、ICT 審査の割合の記載および審査経験に占める ICT 審査の割合を確認できる審査経験エビデンスの提出をお願いします。

なお提出される審査経験のうち、2021 年末までに実施された ICT 審査は、審査経験の 30%を超えても審査経験としてカウントします。但し、2022 年 1 月 1 日以降実施された審査経験を提出する場合は、審査経験の 30%を超える ICT 審査は、審査経験の 25%を限度とします。

**\*AA100 に規定する審査経験**

審査経験は現地審査及びオフサイト審査が該当し、オフサイト審査日数は各審査毎に現地審査日数を上回らないこと。審査日数には、審査準備時間、報告書作成時間を含まない。現地審査、オフサイト審査共に審査日数（時間）がわかるエビデンスが必要である。

以上

<ご参考： <https://jaqg.sjac.or.jp/data/jisq9100.html> に記載の Resolution Log (2022 年 7 月 29 日版) から抜粋>

**9104-1、9104-2 及び 9104-3 で定義されている IAQG ICOP スキーム要求**

IAQG 認証オーバーサイトチーム (ICOT) は、新型コロナウイルスの影響-COVID-19 は異常な事態であると認識している。この RESOLUTION は、IAQG ICOP スキームの適合性確認活動が、COVID-19 に直接関連する問題により禁止されている場合にのみ適用する。

この RESOLUTION は、改訂された 9104-1 または 9104-3 規格への移行が完了すると、各種団体には適用されなくなる。以下抜粋

AQMS 審査員と AQMS 審査員資格証明に関連して:

- ・30%を超える ICT 審査を含めて実施された審査については、9104-3 規格の初回資格証明要件を満たすために使用してはならない。
- ・9104-3 規格に基づき、再度、資格証明される審査員は、2021 年末までに完了した AQMS 審査における、30%を超える ICT 審査工数を含む審査（経験）を提出することができる。

2022 年 1 月 1 日以降に実施される審査（経験）については、必要とされる AQMS 監査の 25%までなら、30%を超える ICT 審査を含むことができる。

COVID-19 の制限により、審査員候補が上記の条件を満たすことができない場合、審査員資格証明機関 (AAB) は、審査員候補に、追加の正当性と審査経験を要求し、レビュー、資格証明依頼の受領、資格証明の要求を ICOT に、上程してもよい。